

# 施策評価シート（平成30年度実績評価）

## ◎ 施策の基本情報

総合計画 中期 プラン	政策No.	2-5	政策名	福祉の充実	政策の 目指す姿	慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、 安心していきいきと暮らしています	施策 主管課	地域福祉課	施策主管 課長名	瀬川 文彦
	施策No.	1	施策名	地域福祉の推進	施策の 目指す姿	地域の住民が共に助け合っ て生活しています	関係課名	国保医療課		
	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な価値観や生活様式の変化から、地域での支え合いが薄れてきています。</li> <li>住民の生活課題等が多様化・深刻化するなか、民生委員の役割は一層重要になってきています。</li> <li>身近に相談する人や機関がないという市民の割合が約3割（市民アンケート）となっており、特に若い世代などにその傾向が強いことから、いつでも相談できる環境が求められています。</li> <li>本市で生活保護を受けている世帯は平成27年度末で736世帯とほぼ横ばいですが、依然として高齢者世帯や障がい・傷病世帯の割合が高い状況にあります。</li> <li>新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの視点での整備が進められていますが、既存の施設の中には、その視点による整備がなされていない状況もあります。</li> </ul>								

## ◎ 前年度の評価の振り返り

### （前年度評価時の今後の方向性）

- 福祉関係窓口について、現役世代の周知について力を入れる必要があることから、広報、ホームページ、コミュニティFM、出前講座等を活用し周知を進める。
- 民生委員のさらなる負担軽減策の検討や実施につなげるため、地域福祉訪問相談事業のさらなる活用を図るとともに、平成29年度において全民生委員対象に実施したアンケート調査を分析し、民生委員児童委員の負担軽減策について、民児協、社協と協議、検討を行う。
- 生活困窮者の支援につなげるため、各種学校、病院、ライフライン関係の事業者等及び福祉関係機関等への制度周知を図るとともに、法改正により庁内関係部署において生活困窮者を把握した場合は利用推奨を行うことが努力義務化されたことから、庁内関係部署との連絡会議等を開催し情報提供（共有）を進める。

### （反映状況）

- 福祉に関する相談窓口等の周知のため、広報掲載（5回）、コミュニティFM、ホームページ掲載等を行った。
- 平成29年度に実施した民生委員・児童委員へのアンケートによると、関係機関からの行事出席、調査協力等について負担が大きいとの結果が判明したことから、社協との懇談を進め、負担軽減策について協議検討を行い削減できる事項について負担軽減を図ったほか、地域福祉訪問相談事業の活用を進めた。
- 生活困窮者自立支援事業について、関係先（各学校、病院、ライフライン関係）等に周知を進め、今年度においては、目標である新規相談10件/月を上回った。なお、庁内部署への周知については、引き続き取り組みを要する。

## 1 施策の目指す姿の実現に向けた主な取組

<p>(1) 支え合い・見守りの体制づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員児童委員の負担軽減と活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉訪問相談員（10名）による一人暮らし高齢者等への訪問活動の実施</li> <li>○ 災害時等における要支援者の地域での見守り <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員、地域福祉訪問相談員の連携による災害時要援護者台帳整備への協力</li> </ul> </li> <li>○ ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ボランティアの登録・斡旋・ボランティアセンターへの運営費補助</li> </ul> </li> <li>○ 地域での交流、ふれあい活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の諸活動の支援</li> </ul> </li> <li>○ 民間事業者と連携、協力した見守りネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者（23事業者）と連携した、高齢者見守りネットワーク支援事業の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 福祉関係団体との連携による相談支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉訪問相談員による相談支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉訪問相談員（10名）による民生委員と連携した訪問相談活動の実施</li> </ul> </li> <li>○ NPO法人等との連携による相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業による平日を含めた土、日曜日の女性相談及び女性弁護士による女性相談の受付</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>(3) 要支援者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉制度情報の積極的な提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やコミュニティFMを活用した情報提供</li> </ul> </li> <li>○ 医療費など経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・寡婦等の経済的な負担軽減のための医療費助成の実施</li> </ul> </li> <li>○ 権利擁護制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護制度のスキルアップのための各種講座等の受講</li> </ul> </li> <li>(4) 生活保護の適正な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 扶助費の適正な給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護適正化事業の実施による各種調査及び就労支援の実施</li> </ul> </li> <li>○ 生活保護受給者の就労および健康管理支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援員及び健康管理支援員による受給者への適切な支援の実施</li> </ul> </li> <li>○ 生活困窮者への自立支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業の実施による自立に向けた個別的な支援の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(5) ユニバーサルデザインの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や障がい者などすべての人が使いやすい施設整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規施設等へのユニバーサルデザインの周知</li> </ul> </li> <li>○ ユニバーサルデザイン意識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによるユニバーサルデザインの周知を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
---	--

## 2 成果指標

成果指標名	成果指標設定の考え方 (なぜ、この指標で成果を測ることにしたのか)	成果指標の測定企画 (どのように実績を把握するのか)	単位	数値区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
身近に相談できる人や機関がある市民の割合(D-2)	市民がいつでも身近に相談できる体制が構築され、安心して暮らすことができる環境になっているかを示す指標	出典:市民アンケート 問:あなたは、困ったことを身近に相談できる人や機関がありますか? (1)ある (2)ない (1)と答えた市民の割合	%	目標値	73.0	74.0	75.0	72.0	73.0	75.0
				実績値	69.7	68.8	64.6	67.4	67.2	
悩みや問題を抱えたときに相談できる場所(場所や人)を知っている市民の割合(D-3)	市民がいつでも身近に相談できる体制を知り、安心して暮らすことができる環境になっているかを示す指標	出典:市民アンケート 問:あなたは、悩みや問題を抱えたときに、市の相談窓口や民生委員・児童委員など相談できる場所(場所や人)を知っていますか? (1)知っている (2)知らない (1)と答えた市民の割合	%	目標値				72.0	74.0	76.0
				実績値			53.4	71.9	72.8	

## 3 成果指標の達成状況

達成度	達成状況に関する背景・要因
B	<p>■成果指標「困ったことを身近に相談できる人や機関がある市民の割合」・・・【達成度 b】 平成29年度の実績値と比較すると、67.2%(H29:67.4%)と、横ばいの状況であるが、目標値には達していない。困りごとの相談先の周知については、実際そのような場面に遭遇した際に初めて検討をすることが多く、日頃からの周知は難しい場合が多い。また3割以上が「ない」という結果については、近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化、他人への無関心等の現代の社会構造の変化や価値観の多様化が見て取れる。</p> <p>■成果指標「悩みや問題を抱えたときに相談できる場所(場所や人)を知っている市民の割合」・・・【達成度 b】 平成29年度の実績値と比較すると、72.8%(H29:71.9%)と、0.9ポイント増加したが、目標値には達していない。ポイントの増加理由については、広報等の周知が功を奏したものと考えられるが、年代別に見ると60歳以上は72.8%を上回り、特に65歳以上は80%を超える。反面15歳から59歳については、72.8%から最大31.8ポイント下回る年齢層があり、若年から現役世代への相談先の周知が今後も必要なのが伺える。なお、今回の市民アンケート(D-4)の結果で、相談窓口や相談できる人をどのような方法で知ったかという問いに対し、広報、ホームページが50%以上を占めることから、相談先の情報提供手段として、本ツールの活用が有効であることが判断できる。</p>

## 4 施策を構成する事務事業一覧

番号	事務事業名	担当課	施策への貢献度		
			対象	意図	成果
1-1	福祉相談体制充実事業(民生相談事業) 民生相談員(245名)による支援を必要とする地域住民への訪問、相談支援の実施 (民生相談員相談支援件数 7,940件)	地域福祉課	一致	直結	B
			A		
1-2	福祉相談体制充実事業(地域福祉訪問相談事業) 民生相談員と連携した一人暮らし高齢者等への訪問相談支援と災害時要援護者台帳整備への協力 (・訪問相談件数 482世帯 8,418件 ・災害時要援護者台帳登録 H31.4末 1,130名)	地域福祉課	間接・少数	直結	B
			B		
2-1	地域福祉推進事業(福祉情報発信事業) 民間事業者と連携した地域支え合いの仕組みづくりと広報やコミュニティFMを活用した福祉情報の発信 (・高齢者見守り支援ネットワーク事業 23事業所 ・福祉情報発信 広報5回 FM1回)	地域福祉課	一致	直結	B
			A		
2-2	地域福祉推進事業(福祉ボランティア活動支援事業) 福祉ボランティアの活動拠点として開設するボランティアセンターへの支援 (ボランティア活動件数・参加者 2,810件 10,008人)	地域福祉課	一致	間接・補完	B
			B		
3	婦人相談事業 婦人相談員を配置し家庭内暴力や離婚問題等の女性からの相談受付と助言指導の実施 (・婦人相談件数 91件 ・土・日曜日女性相談 104件 ・女性弁護士相談 30件)	地域福祉課	間接・少数	直結	A
			B		
4	寡婦等医療費助成事業 寡婦等の経済的負担軽減としての医療費助成 (受給者証交付人数 596人)	国保医療課	間接・少数	直結	-
			B		
5-1	生活困窮者支援事業(生活困窮者支援事業) 生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施 (・新規相談件数 87件 ・プラン作成件数 38人)	地域福祉課	間接・少数	直結	B
			B		

5-2	生活困窮者支援事業(生活保護適正化事業)	地域福祉課	間接・少数	直結	B
	生活保護制度の適正な運営のための各種調査や就労支援の実施 (就労者延べ数(生活保護者) 20人)		B		
6	生活保護事業	地域福祉課	間接・少数	直結	B
	生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するため困窮の程度に応じた適切かつ適正な扶助の実施 (被保護世帯数・人数 687世帯 883人(*年度平均値))		B		

### 5 施策を構成する事務事業の検証

(①市民ニーズや市の関与の必要性が低下した事業、②投入コストのわりに成果が低い事業、③施策への貢献度の低い事業はないか)  
・なし

(施策の目標を達成するため、さらに成果の向上を図る事業はないか)

- ・地域福祉推進事業において福祉情報や福祉に関する相談先の周知について、引き続き発信を行う必要がある。
- ・地域福祉相談体制充実事業において、民生委員・児童委員の負担軽減や活動のしやすさ等の環境を整えるとともに、地域福祉訪問相談員のさらなる活用を図る必要がある。
- ・生活困窮者自立支援事業において、関係機関と連携し、潜在的な要支援者の掘り起こしを進める必要がある。

(新たに取り組むべき事業はないか)

- ・なし 現在の事業を継続していくこととする。

### 6 施策の総合的な評価

(課題)

- ・福祉の相談窓口の周知について、特に若年から現役世代への継続した広報を行う必要がある。
- ・民生委員・児童委員について、社会情勢の変化によりその役割が重要視されており関係機関へのパイプ役として重要な役割を担っているが、業務過多を防ぐため、関係機関との連携を進めながら業務の負担軽減、活動のしやすい環境の構築を進める必要がある。
- ・生活困窮については深刻な事案に発展する危険性(自殺、児童虐待、DV等)があるため、潜在的な要支援者の掘り起こしを進める必要がある。

(今後の方向性)

- ・福祉の相談窓口について、必要な際にすぐ活用できるよう、引き続き広報、ホームページ、コミュニティFM等を活用した周知を図る。
- ・民生委員・児童委員の負担軽減、活動のしやすい環境づくりため、関係機関との協議、検討を行い、必要な研修、情報提供等を行う。
- ・生活困窮者の支援につなげるため、引き続き制度周知を図るとともに、平成30年度の法改正により庁内関係部署において生活困窮者を把握した場合は利用推奨を行うことが努力義務化されたことから、庁内関係部署への制度周知、連携を図る。